

第8号様式(第16条、第20条関係)

(第1片)

(表)

特定都市施設整備項目表(道路)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
1 歩道	(1) 歩車道の分離				
	ア 歩道と車道とは原則として分離	有	無		
	イ 分離方法はセミフラット形式(*)	有	無		
	ウ 歩車道を分離するものの設置	有	無		
	エ バス停留所区間について必要な措置	有	無		
	オ 縁石の高さ [15cm以上]		cm		
	(2) 歩道の有効幅員、勾配				
	ア 有効幅 [200cm以上]		cm		
	イ 歩道上には、高さ250cm以上の空間を連続して確保	有	無		
	ウ 縦断勾配 [5%以下](*)		%		
	エ 横断勾配 [1%以下](*)		%		
	(3) 歩道舗装				
	ア 平たん性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮	有	無		
	イ 舗装は原則として透水性舗装	有	無		
2 歩道と車道との段差	(1) 単路部				
	ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差2cm		cm		
	イ 歩道の構造は透水性舗装、且つ横断勾配1%(*)	有	無		
	ウ 横断歩道の設置	有	無		
	横断歩道部における歩道の構造	(ア) すりつけ勾配 [5%以下*]		%	
		(イ) 勾配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致	する	しない	
		(ウ) 平たん部 [100cm以上]		cm	
		(エ) 歩道幅員の広い箇所にて切下げを設ける場合の水平区間 [150cm程度]		cm	
	(2) 交差点部				
	交差点部で双方向に横断歩道がある場合の切下げ構造	有	無		
	ア 交差点部全域にわたり切下げ構造(*)	有	無		
	イ 横断歩道と横断歩道の間には防護柵や植樹帯又は縁石等を設ける	有	無		
	(3) 細街路との交差点部				
	ア 本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造	有	無		
3 車乗り入れ部	(1) 歩道面が連続して平たんとなるような構造	有	無		
	(2) 縁石の段差 [標準5cm]		cm		
	(3) すりつけ勾配 [15%以下、特殊縁石を用いる場合は10%以下]		%		
4 横断歩道	(1) 横断歩道の設置	有	無		
	(2) 道路標識の設置	有	無		
	(3) 信号機の設置	有	無		
	(4) 道路標示の設置	有	無		
5 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを設置	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合	ア 設置位置や方法等適切に設置	有	無	
		イ ブロックの形状、寸法及び配列については、JIS 9251を用いる	有	無	
		ウ 色は原則黄色(*)	有	無	

(裏)

6 立体横断施設	安全性及び移動性に配慮		有	無		
	(1) エレベーターの設置		有	無		
	(2) エスカレーター設置		有	無		
	(3) スロープの設置		有	無		
	(4) 視覚障害者誘導用ブロックの設置		有	無		
	(5) 階段部における色の対比等による段鼻の明確化		有	無		
	(6) 連続した手すりの設置〔原則二段式〕		有	無		
	(7) 点字表示		有	無		
7 ベンチ等	(1) 必要に応じて設置			箇所		
	ベンチ等を設置した場合の構造	ア 歩道幅員〔ベンチに人が座った状態の幅100cmと、車いす使用者がすれ違える幅200cm以上〕		cm		
		イ 上屋を併設する場合の歩道幅員〔ベンチに人が座った状態の幅100cmと、人の滞留幅100cm及び車いす使用者同士がすれ違える幅200cm以上*〕		cm		
		ウ 上屋の構造〔高さ250cm以上〕		cm		
8 案内・標示	(1) 要所に案内表示を整備		有	無		
	案内表示を整備する場合	ア 大きめで、分かりやすい文字、記号等を用いた表記	有	無		
		イ 車椅子使用者や小児等の見やすさに配慮	有	無		
		ウ 歩行者の通行を妨げず、かつ自動車運転者等から交差点付近に滞留する歩行者等の視認を妨げない位置	有	無		
9 駐車場(道路附属物としての駐車場)	(1) 障害者のための駐車スペースを1以上設置			台		
	障害者のための駐車スペースを設置する場合	ア 幅〔350cm以上〕		cm		
		イ 利用施設の出入口に接続しやすい位置	有	無		
		ウ 見やすい駐車場スペースの表示	有	無		

- 1 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)
- 2 数字は算用数字を用いてください。
- 3 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。
- 4 整備基準によるものと同様以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 5 ※欄には記入しないでください。